



# 第3弾

# きたなごや クーポン券

1人あたり 2,200円分 (200円券 ×11枚)

●世帯全員分を世帯主の方に発送しています。

※対象者は、令和5年9月1日現在で北名古屋市に住民登録されている方。



## 第3弾 きたなごやクーポン券とは

北名古屋市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、市内の取扱店で利用できる1,000円(税込み)ごとに200円割引のクーポン券を全市民に配布いたします。

**取扱店で税込み1,000円のお支払いごとに1枚(200円)利用可能です。**

※複数枚の同時利用も可能です。(例)5,000円のお支払いでは、5枚(1,000円分)使えます。

**利用期間** 令和5年10月20日(金)⇒12月31日(日)

**取扱店** 同封の「第3弾きたなごやクーポン券が使えるお店一覧」をご確認ください。

取扱店は随時追加・更新されますので、最新情報はホームページにてご確認ください。

北名古屋市商工会

検索

クーポン券の詳細はこちらからもご覧いただけます⇒



※裏面の注意事項等を必ずご確認ください。▶

## クーポン券利用に関する注意事項等

### 利用制限

- クーポン券の利用は、同一世帯の方に限り、その他の方の利用はできません。
- クーポン券の利用は、個人の消費に限り、事業者間での利用はできません。

### クーポン券の利用ができないもの

- ①出資や債務の支払い(税金・振込代金・振込手数料・電気・電話・都市ガス・北名古屋市指定ごみ袋・水道料・下水道使用料・し尿処理手数料・保育料・学校教育費用・電車運賃等の公共料金)
- ②有価証券・ビール券・図書券・商品券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③不動産に係わる支払い(土地購入・家屋購入・家賃・借地料・駐車場代等)
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤特定の政治団体と係わるものや公序良俗に反するもの
- ⑥事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑦たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を備えて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払い
- ⑨取扱店が利用を不可とした商品・サービス
- ⑩その他、法律でクーポン券による購入が禁じられている商品

### その他

- コピーしたクーポン券などはご利用できません。
- クーポン券を転売や譲渡することはできません。
- 利用期限(令和5年12月31日(日)まで)後は、如何なる理由があっても利用できません。
- お手元に届いたクーポン券の盗難・紛失・滅失等については、クーポン券の再発行はできません。

お問い合わせ先

北名古屋市商工会内  
きたなごやクーポン券コールセンター

☎ 0568-27-2805

北名古屋市九之坪竹田180番地1

受付時間

午前9時～午後5時  
(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)